

富士山麓不法投棄廃棄物撤去事業費補助金交付要領

平成 26 年 6 月 6 日制定

令和 4 年 11 月 11 日改正

富士山麓不法投棄廃棄物撤去事業の実施については、富士山麓不法投棄廃棄物撤去事業費補助金交付要綱（平成 26 年静岡県告示第 473 号。以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

1 補助の対象及び補助率（額）

(1) 補助の対象

交付要綱別表に定める「対象経費」については、別表の費用の種類のとおりとする。

(2) 補助率（額）

ア 交付要綱別表に定める「別に定める額」については、別表の補助限度額のとおりとする。

イ 補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 審査方法

(1) 補助金の交付決定

県は補助金交付申請受付順に書類審査を行い、予算の範囲内において交付を決定するものとする。

(2) 補助金の交付確定

県は実績報告書受付順に確認を行い、交付を確定するものとする。

別表

対象経費	費用の種類	補助限度額
不法投棄廃棄物の撤去費のうち撤去に係る委託費	不法投棄現場から不法投棄廃棄物を撤去するために必要な委託費	知事が必要と認める範囲内の額
不法投棄廃棄物の撤去費のうち重機又は車両の借上料	不法投棄廃棄物の撤去に必要な重機のリース料や、当該重機等の運搬に使用する車両のリース料	知事が必要と認める範囲内の額
不法投棄廃棄物の撤去費のうち重機の操作者又は車両の運転手の日当	不法投棄廃棄物の撤去に必要な重機の操作を行う者の日当	知事が必要と認める範囲内の額
	不法投棄廃棄物の撤去に必要な重機等の運搬に使用する車両の運転を行う者の日当	知事が必要と認める範囲内の額
不法投棄廃棄物の撤去費のうちその他知事が必要と認める経費	その他不法投棄廃棄物の撤去に必要な費用であって知事が認めるもの	知事が必要と認める範囲内の額
不法投棄廃棄物の処理費のうち処理に係る委託費	不法投棄廃棄物の運搬委託費(不法投棄現場から産業廃棄物処理施設まで運搬することを産業廃棄物収集運搬業者に委託する費用)	13,000 円/t (なお、車両積載量に満たない場合には、車両リース相当額等、実費相当額を必要な範囲内の額で認めるものとする。)
	不法投棄廃棄物の処分委託費(不法投棄廃棄物の処分を産業廃棄物処分業者に委託する費用)	161,000 円/t
不法投棄廃棄物の処理費のうちその他知事が必要と認める経費	その他不法投棄廃棄物の処理に必要な費用であって知事が認めるもの	知事が必要と認める範囲内の額